

次のとおり一般競争入札を行うので、いわき市病院事業契約規程（平成19年3月30日いわき市病院局管理規程第28号。以下「契約規程」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年9月10日

いわき市病院事業管理者 新谷 史明

1 入札に付す事項

件 名	いわき市医療センターで使用する電力の供給（長期継続契約）
供 給 場 所	いわき市医療センター 福島県いわき市内郷御厩町久世原 1 6
内 容	別添え仕様書のとおり。
供 給 期 間	令和7年12月1日から令和8年11月30日まで
入 札 方 法	入札は郵便入札により行う。 入札は供給期間における金額の総合計により行う。 落札者の決定は最低価格落札方式による。 この入札には、最低制限価格を設定しない。 この入札には、入札内訳書の提出を要する。

2 入札参加資格

この公告に基づく入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

入 札 参 加 形 態	単体企業
基 本 要 件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、いわき市医療センターの入札参加制限を受けていない者であること。 (2) いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成27年3月31日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。 (3) 公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市医療センターから指名排除措置及び指名停止を受けていないものであること。 (4) 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。 (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。 (7) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、二酸化炭素排出係数等、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件（別添1）において示す入札適合条件を満たす者であること。 (8) 日本国内に本店を有する者又は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）に定める欧州連合の供給者であること。 ※本契約に係る入札は、特例政令の適用を受けるものである。 ※ 本市の入札参加有資格者名簿へ登録されていることは基本要件としない。

3 仕様書等について

仕様書等については、市ホームページに掲載しているので、入札に参加しようとする者は、必ずダウンロードして入手すること。

ダウンロードの期間及び場所	
期 間	令和7年9月10日（水）から令和7年10月14日（火）まで
場 所	市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札情報」→「いわき市一般競争入札情報」→「いわき市医療センター一般競争入札情報」内の「いわき市医療センターで使用する電力の供給（長期継続契約）」）からダウンロード
仕様書等に対する質問	
期 間	令和7年9月12日（金）から令和7年9月19日（金）まで
提 出 先	いわき市医療センター事務局施設管理課 電子メール iryo-c-shisetsukanri@city.iwaki.lg.jp 又はFAX 0246-26-2444
質 問 の 方 法	仕様書等に関し質問がある場合は、質問書（様式4）に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はファクシミリにて提出すること。また、提出した際は、上記提出先へ電話による受理確認を行うこと。 なお、電話等による質問は、受け付けない。 質問書（様式4）は、市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札情報」→「いわき市一般競争入札情報」→「いわき市医療センター一般競争入札情報」内の「いわき市医療センターで使用する電力の供給（長期継続契約）」）からダウンロードにて入手すること。
仕様書等に対する質問への回答	
回 答 期 日	令和7年9月25日（木）
回 答 方 法	回答期日までに質問者に対し、電子メール又はファクシミリにより行う。 なお、質問及び回答の内容は、市ホームページで公表する。

4 入札参加手続

入札に参加しようとする者は、次に示す書類を、次に定める期日までに提出すること。

入札参加申請等	
提出書類	(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別添2） (2) 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し（旧電力会社は提出不要） (3) 事業者概要書（設立年月日、資本金、事業内容、供給電源の所在地、当該電源の出力、電気の送電方法、供給可能地域、その他契約上必要と認められる事項）（様式1） (4) 環境配慮条件への適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）（様式2） (5) 公共施設電力供給実績書（様式3）
提出期限	令和7年9月29日（月）
提出先	〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原1-6 いわき市医療センター事務局 施設管理課 管理係 電話：0246-26-2435 電子メール：iryo-c-shisetsukanri@city.iwaki.lg.jp
提出方法	提出先に持参又は郵送又は電子メールで提出すること。 ※ただし、持参以外の方法により提出する際は、上記提出先へ電話による受理確認を行うこと。
入札参加資格の確認結果の通知	
通知日	令和7年10月1日（水）
確認結果の通知	入札参加資格の確認後、確認結果について「一般競争入札参加資格確認通知書（第3号様式）」の写しを電子メールで送付するとともに、本書を郵送にて通知する。
資格がないとされた場合	入札参加資格がないとされた場合、その理由の説明を令和7年10月3日（金）までに文書により求めることができる。（いわき市医療センター事務局施設管理課へ持参。郵送、電送は不可。）
辞退	入札参加資格申請後に入札参加を辞退する場合は辞退届を持参または郵送すること。

5 入札日時等

入札の日時及び場所	
初度の入札方法	郵便入札
郵送方法	一般書留郵便又は簡易書留郵便
提出開始日	令和7年10月2日（木） ※提出開始日前に入札書を提出した入札は無効とする。
到着期限	令和7年10月14日（火）午後5時必着
宛先	〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原1-6 いわき市医療センター事務局 施設管理課 管理係
郵送する物	(1) 入札書 (2) 入札内訳書
開札日時	令和7年10月15日（水）午前9時
開札場所	いわき市医療センター施設管理課
備考	※ 入札参加者は、定められた方法で入札書を郵送することとし、持参、電送等による入札は、認めない。 ※ 入札書及び入札内訳書、その他必要書類は、市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札情報」→「いわき市一般競争入札情報」→「いわき市医療センター一般競争入札情報」内の「いわき市医療センターで使用する電力の供給（長期継続契約）」）からダウンロードしたものをを使用すること。 ※ 郵便入札の条件に反した入札書については、無効とする。（郵便入札心得参照） ※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※ 本入札は、参加者が1人以上あれば実施するものとする。
再度の入札	※ 初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、郵便により再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者は、再度の入札に参加できないものとする。 ※ 再度の入札については、参加資格がある者へ通知することから、郵送期日等については通知に基づき行うこと。

6 契約条項を示す場所及び期間

場 所	いわき市医療センター事務局 施設管理課
期 間	令和7年9月10日(月)から令和7年10月14日(火)まで

7 保証金及び支払条件

入 札 保 証 金	入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、契約規程第7条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
契 約 保 証 金	契約代金額の10分の1以上の額とする。ただし、契約規程第28条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
支 払 条 件	契約は入札の際に提出される入札内訳書に記載された単価に基づく単価契約とし、支払いは月ごとに行う。

8 契約の締結

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から10日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。
- (3) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、当該規定に基づき、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係るいわき市医療センターの歳出予算について減額又は削除があった場合には、いわき市医療センターが当該契約を変更し、又は解除することができる。

9 問い合わせ先

いわき市医療センター事務局 施設管理課 管理係 TEL0246(26)2435